

○総務省令第九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十四条及び第三十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十五日

総務大臣 山本 早苗

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ中「学術研究」を「研究」に改め、「を直接の目的とすること」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- (1) 統計成果物を用いて行った研究の成果が公表されること。
- (2) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

第十一条第一項中「この条から第十三条まで」の下に「及び第十六条から第十八条まで」を加え、同項第

一号中「委託申出者（）」を削り、「この項及び次項」の下に「並びに第十六条第一項及び第二項」を加え、「その代表者又は管理人」の氏名、生年月日及び住所を「当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名」に改め、同項第二号中「法人等」を「前二号に掲げる者以外の者」に、「当該法人等の名称及び住所」を「その氏名、生年月日及び住所」に改め、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 委託申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地
第十一条第二項第一号中「委託申出者が」の下に「行政機関、地方公共団体又は」を加え、「ときは、その代表者又は管理人」を「場合を除く。」に、「委託申出者の」を「その」に改める。

第十三条第一項中「学研究」を「研究」に改め、同条第二項中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第一項第七号」に改め、同項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「同意を得たとき」の下に「又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたとき」を加え、同条第三項中「学研究」を「研究」に改め、「研究の成果」の下に「若しくは統計成果物及びこれを利用してから研究の成果を得るまでの過程の概要」を加える。

第十五条第三号口中「第十六条において準用する第十一条から第十三条」を「第十六条から第十八条」に改める。

第十六条の見出しを「（匿名データの提供に係る手続等）」に改め、同条を次のように改める。

第十六条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

三 提供依頼申出者が前二号に掲げる者以外の者であるときは、その氏名、生年月日及び住所

四 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

五 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

六 匿名データの使用場所及び管理方法

七 匿名データの利用目的

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項
その他総務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特

別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

本則に次の三条を加える。

第十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に依りて当該申出に係る

匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十八条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であつて、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果、国際比較統計等の提供の状況その他

の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

(利用実績報告書の公表に係る規定の準用)

第十九条 第十四条の規定は、前条第一項に基づき提出された利用実績報告書を公表する場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の規定による改正前の統計法施行規則第十条各号に該当するものとされた統計法第三十四条の規定に基づく統計の作成等及び同令第十五条各号に該当するものとされた統計法第三十六条の規定に基づく匿名データの提供は、なお従前の例による。